

問Ⅱ - 7 - ③（監事が出席しない理事会）

新制度において、監事は理事会に出席しなければいけないのですか。

答

1 監事は理事会に出席する必要があります。

また、監事は、理事会に出席するだけでなく、必要があると認めるときは理事会で意見を述べなければならないこととされています（一般社団・財団法人法第101条第1項（第197条において準用する場合を含む。）。これは、以下のような考え方によります。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができるなどの広範な権限を与えられており（一般社団・財団法人法第99条、第124条第1項（第197条及び第199条において準用する場合を含む。）、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っています。

このような重要な役割を担う監事が、その権限を有効かつ適切に行使して職務を遂行するためには、重要な業務執行の決定が行われ、代表理事や業務執行理事から法人の業務執行の状況が報告される理事会に自らも出席し、法人の業務運営状況を把握して、法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを監視するとともに、監査を実効あるものにする必要があります。

そのため、法は、監事は理事会に出席しなければならないこととするとともに、監事の出席の機会を担保するため、理事会を招集する際には、原則として会日から1週間前に、監事に対しても招集通知を発出しなければならないとしています（一般社団・財団法人法第101条第1項、第94条第1項（第197条において準用する場合を含む。））。

3 仮に、入院などの正当な理由がないのに監事が理事会を欠席し、そのことにより理事の監督や監査が不十分になってしまい、これによって法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は、職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあります（一般社団・財団法人法第111条第1項及び第117条第1項（第198条において準用する場合を含む。））。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第94条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対し

てその通知を発しなければならない。

一般社団・財団法人法第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

一般社団・財団法人法第 100 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

一般社団・財団法人法第 111 条 理事、監事又は会計監査人（以下この節及び第 301 条第 2 項第 11 号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2・3 （略）

一般社団・財団法人法第 117 条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

一 （略）

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 （略）

一般社団・財団法人法第 124 条 監事設置一般社団法人においては、前条第 2 項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。